

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年4月2日 |
| 【会社名】 | 株式会社ラックランド |
| 【英訳名】 | LUCKLAND CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 望月 圭一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿三丁目18番20号 |
| 【電話番号】 | 03-3377-9331 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 鈴木 健太郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区西新宿三丁目18番20号 |
| 【電話番号】 | 03-3377-9331（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 鈴木 健太郎 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 82,425,050円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,339,704,050円 |
| | （注）1．本募集は、平成30年2月13日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。 2．申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てられる新株予約権の数が減少した場合には、募集金額は減少いたします。 3．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ラックランド大阪支店 （大阪府大阪市北区豊崎二丁目7番15号） 株式会社ラックランド東関東メンテナンスステーション （千葉県千葉市稲毛区弥生町四丁目35番地） 株式会社ラックランド北関東メンテナンスステーション （埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目225番地3） 株式会社ラックランド横浜メンテナンスステーション （神奈川県横浜市青葉区千草台46番地8） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年4月2日に臨時報告書を提出したことに伴い、平成30年2月13日に提出いたしました有価証券届出書及び平成30年3月29日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の一部に訂正すべき事項が生じました。これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

2 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【追完情報】

2. 臨時報告書の提出

< 訂正前 >

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第48期)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年3月29日)までの間において、関東財務局長に提出しております臨時報告書はございません。

< 訂正後 >

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第48期)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年4月2日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(平成30年4月2日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成30年3月29日開催の当社第48回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき期末配当 金15円 配当総額 114,528,795円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に定める事業目的に所要の変更を加える。

第29条(取締役の責任免除)において、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにするために、取締役会の決議によって法令の限度において損害賠償責任を免除することができる旨の規定及び取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する。

なお、第29条については、各監査等委員の同意を得ている。

第31条(常勤の監査等委員)において、監査等委員会におけるモニタリング機能の強化等のため、常勤の監査等委員をおくことができる旨の規定を新設する。

その他、一部字句の修正、不要な規定の削除、条項の新設・削除に伴う条数の変更等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、望月圭一郎、野村裕之、名波正広、鈴木健太郎、郷内好壽の5氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、大竹隆一、刈田光宜、中山礼子、山崎好和の4氏を選任する。

第5号議案 故 取締役 関屋健一氏に対する特別功労金贈呈の件
 故 取締役 関屋健一氏に対し、特別功労金として20百万円を贈呈する。
 なお、贈呈の時期及び方法等については、取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|--------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 61,960 | 104 | 0 | (注)1 | 可決 99.56 |
| 第2号議案 | 61,971 | 92 | 0 | (注)2 | 可決 99.58 |
| 第3号議案 | | | | (注)3 | |
| 望月 圭一郎 | 61,855 | 214 | 0 | | 可決 99.38 |
| 野村 裕之 | 61,918 | 151 | 0 | | 可決 99.48 |
| 名波 正広 | 61,957 | 112 | 0 | | 可決 99.55 |
| 鈴木 健太郎 | 61,959 | 110 | 0 | | 可決 99.55 |
| 郷内 好壽 | 61,970 | 99 | 0 | | 可決 99.57 |
| 第4号議案 | | | | (注)3 | |
| 大竹 隆一 | 61,787 | 278 | 0 | | 可決 99.28 |
| 刈田 光宜 | 60,298 | 1,767 | 0 | | 可決 96.89 |
| 中山 礼子 | 61,945 | 120 | 0 | | 可決 99.53 |
| 山崎 好和 | 61,830 | 235 | 0 | | 可決 99.35 |
| 第5号議案 | 61,827 | 238 | 0 | (注)1 | 可決 99.34 |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分、委任状、役員及び当日出席の大株主の各議案の賛否に関して確認ができたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。